

記者資料

平成29年7月3日

部 等 名 教育委員会

件名	山梨県教員育成協議会の設置及び平成29年度第1回山梨県教員育成協議会の開催について
経緯	<p>○ 平成28年11月28日に「教育公務員特例法」の一部が改正され、平成29年4月1日に施行された。</p> <p>[改正の趣旨] 大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革へ対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。</p> <p>[内容] ・教師がキャリアステージに応じて修得すべき能力を示す指標を策定する。 ・教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議を行う。</p> <p>○ 平成29年3月31日に同法第22条の2に規定する「校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」を文部科学大臣が定めた。</p> <p>○ 教育公務員特例法の規定に基づき、県教育委員会と大学等が連携して教員育成に関する協議を行うため、山梨県教員育成協議会を設置する。</p>
内容	<p>1 設置目的 教員の主体的な学びを支える様々な取組を進めるための基盤として、山梨県教育委員会と大学等が教員育成ビジョンを共有し、養成や研修等の内容を検討・調整し、育成指標を策定する。 また、指標に基づいた教員の資質の向上に関して、必要な事項を協議する。</p> <p>2 内 容 (1) 委員 (裏面 名簿のとおり) (2) 開催予定回数 年度内に3回</p> <p>3 第1回協議会 (1) 日時 平成29年7月6日(木) 午前9時～11時 (2) 場所 山梨県防災新館4階 410会議室 (3) 内容 ・山梨県教員育成協議会の設置について ・山梨県教員育成指標について ・今後のスケジュール ・意見交換</p>
問い合わせ先	教育庁総務課 学力向上対策監 佐野 電話055-223-1750 (内線 8053)